

山口県周辺の不老長寿伝承

金谷匡人

本稿は、山口県の周辺において記録された不老長寿の伝承について紹介し、活字化されていないものについて翻刻を試みることを主とし、それぞれの伝承の背景について、わずかな考察を加えるものである。

本稿で取り上げる不老長寿伝承とその舞台は、以下のとおりである。

1. 山口県文書館蔵毛利家文庫 29 風説 41 「美々婦久路」所収の「筑前国遠賀郡庄の浦仙女寿命貝のあらまし」（福岡県北九州市若松区）
2. 山口県文書館蔵「寺社由来」2000 「豊浦郡角島神祇由来書の事」所収の「尼宮」の伝承（山口県下関市豊北町角島）
3. 長門市仙崎の八坂神社所蔵の「秋津洲穴戸国仙崎津静浦記」にみえる八百比丘尼の伝承（山口県長門市仙崎）
4. 山口県文書館蔵吉崎家文書 427 「祝島こっこう・蓬萊杖由緒書」にみえる伝承（山口県熊毛郡上関町祝島）

これらに相互の関連は認められず、1、2、4については類話も知られていないが、3については全国に分布し、広く知られた「八百比丘尼」の伝承の一類型である。

1 山口県文書館蔵毛利家文庫 29 風説 41 「美々婦久路」に所収の「筑前国遠賀郡庄の浦仙女寿命貝のあらまし」

福岡県北九州市若松区大字乙丸の貴船神社に伝わる、法螺貝を食って不老長寿を得た女性の物語で、「筑前国遠賀郡庄の浦仙女寿命貝のあらまし」という表題がついている。同内容のものが「仙女物語」として、宮内庁書陵部ほかいくつかの大学に蔵本が確認できる¹⁾。古く「筑前国長命婦并螺由緒」（「兼葭堂雑録」²⁾ 卷4）として板行されているほか、「福岡県地理全誌」³⁾ 52に載せる同内容の「古蹟 寿命谷」が『福岡県史近代史料編 福岡県地理全誌二』に写真復刻されている。また、龍谷大学の蔵本が「龍谷大学図書館蔵『庄の浦仙女物語（写本）』翻刻・解題」（明川忠夫、「日本言語文化研究」第9号、2006）として紹介されている⁴⁾。

柳田國男も「九穴の貝」でこの伝承にふれている⁵⁾が、その概略は次のとおり。「ある年筑前芦屋浦の船が、奥州津軽の海岸に船がかりをして瀬戸物売り歩いていたら、ある時山奥へ迷い込んだ。洗濯していた女房が国はどこかと聞いて非常に懐かしがり、私の故郷も筑前だといって、泊めてもらって色々な話をしたが、実はこの女はもう600余歳であった。筑前にいた時分、病気になったが、子供たちが案じて珍しい貝を取って来て食わせてくれたら、すっかり回復したばかりか、衰え知らずになった。子や孫、ひ孫や玄孫にも先

立たれたので、国を出て、全国を巡った末に津軽に来了。あの貝は自分の命の親なので、神職を頼んで、舟留松の近くの祠に納めてある。筑前に帰ったら尋ねてみてくれ、と伝言した。この商人が筑前に戻りそこを訪ねると、伝次郎という者の家にその法螺貝が伝わっていた」。

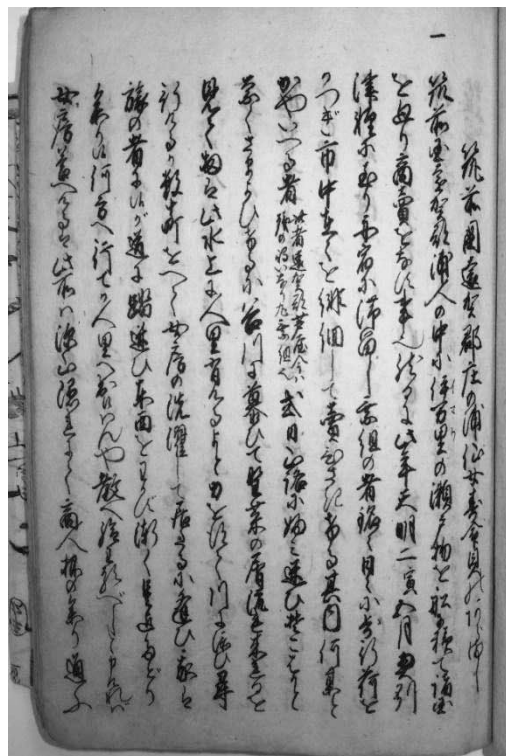
筑前芦屋と津軽との交易が記されているから、その成立時期を考えるに西回り航路の成立（17世紀後半）は一つのヒントになろう。この交易ルートによってあらたに結ばれた北の地の「不思議」は船乗り商人たちの格好の土産話になったであろうし、あるいは本当に筑前から流れて住んでいた女性が津軽にいたのかもしれない。またこの物語の主人公の女性が、自分は筑前の「藻かづきのあま（海女）」であり、「磯ものなど取」っていたと語っているのは、本稿で次項に扱う角島瀬崎の尼宮の伝承に照らして、ことさら興味が深い。

ともあれ、この伝次郎の家に伝わっていたという貝は「寿命貝」として有名となり、その貝と由緒の提出を領主から求められたことがあった。末尾の口上書 2 通は、そのときのものである。現在もこの貴船神社には毎年 4 月 15 日に「ほら貝祭り」が行われ、ほら貝につがれた酒を飲み、長寿を祈るという。

山口県文書館のものは先にあげたものと大同であるが小異があり、双方参照すべきと考えるので、便宜上ここに翻刻しておく。

筑前国遠賀郡庄の浦仙女寿命貝のあらまし

一 筑前国遠賀郡浦人の中に、伊万里の瀬戸物を船に積て諸国を廻り商売をなす事也、然るに此年天明二寅五月奥州津軽に至り舟宿に滞留し、乗組の者銘々日々に歩行荷をかつぎ、市中在々を徘徊して売ひさきける、其内何某とかやいへる者（此者遠賀郡芦屋、今は残の嶋*いなり丸乗組也）或日山路にふミ迷ひ、そこはかたなくさまよひけるに、谷川に慕ひて野菜の屑流れ来れるを見て、扱は此水上に人里有けるよと力を得て、川に添ひ尋行けるか、数十町をへて女房の洗濯して居たるに逢ひ、我は旅の者に候が、道に踏迷ひ東西をわかず、漸く是迄たどり参り候、何方へ行てか人里へ出候はんや、教へ給わるべしと申ければ、女房答へけるは、此所ハ深山隠れにて、商人杯の余り通ふ所にあらず、如何して踏あやまり給ふにや、是より里迄出給はんには、道の程にて日も暮給ふべし、いたわしさよと申言葉にすがりて、如何にも屋の内だにも前後を忘れ候、まして日も暮なバ狼のえじきとも成ぬべし、あわれ、すのこの端也とも今宵一夜明させ給はらば、一命を助け給ふにひとしかるべし、ひとへに頼入候と手を合せて申ければ、商人にハ何国の人にて候と問ひけるに、九州筑前の者也と答へければ、此女いと驚きたるさまにて、あらなつかしのつくし人やとうち涙みけるに、如何なれば五百里餘りもあなたなるつくしの人と聞て、ゆかしきさまに見へ給ふはいぶかしさよと申ければ、されバ我ハもと筑前岡のあがた*の庄の浦と云所の者に候が（此女生れ遠賀郡芦屋にて拾七歳二而博多江縁



二付、不縁二而其後鞍手郡八尋村二縁付、其所も不縁二而、式拾五歳の時庄の浦江縁付、男子女子もつなり)、不思議の縁にて本国の人にめぐり逢ふも一方ならぬえにしなければ、今宵ハ見苦敷共草の筵にやすらい終夜物語申べし、いささせ給へと、たらいをかつき先に立て案内し我家江伴ひけるに、さのミ住侘びたる体にもあらず、主じハ他行にて、男女式三人も有て、したため杯取賄ひ、いかにも草臥給はん、休らへ給へ、されと故郷の親兄弟にも逢ひし心にも候得は、夜もすがら物語可申、いとあやしくもおぼすべけれと、御国への土産にもと思ひ給へかし、迎、灯火かゝけ枕さし寄せて、抑我は山鹿の片原に庄の浦(山鹿より拾六町程)と申所の賤しき海士の子にて候ひし、其頃庄の浦は山鹿刑部尉と申人の領地成しに、寿永とかや申年の頃、安徳天皇と申奉りし帝宮古郷を落させ給ひ、西海に漂泊ましまし、刑部尉を頼ミ給ひて山鹿の東なる山奥に仮の皇居を構へおはしませし時、我等は藻かづきのあまの手馴し業なれば、磯ものなど取て御所にもおりおり捧け侍りし也、一年我身病ひに伏けるに、日に添夜に増し食事も減し、やせおとろへしかど、片田舎の事二而薬を服するよすがもなく、ひたよわりにもて行て、今は中々いくべくも候ハねば、男女子式人持たりしが、いと孝心にて、枕に付添歎き候へしに、或日磯に出て一ツのほら貝をひろい歸りて、是を能煮調へ、すゝめたりしが、其味ことの外宜敷覚へし、夫より少々宛食事にもとづきけるゆへ、朝夕二三日が間に其貝を菜となしてことごとく給へけるに、頓而病本服(復カ)せしより、身体もとよりすこやか也、其後は終に病と云事を知らず、いく春秋を重ねて老衰の形もなく、所謂不老不死の薬にてもや侍りけん、今思ひめぐらすに、はや六百余年と申、昔語り二而我ながらいといぶかしき身の上に侍る也、然れ共人の命の限り有ものなれば、夫に成けるものも世を去り、子供も失ひ孫も皆死に、ひ孫・やしまこもみなみな寿命を保ちてなく成ければ、只我身ひとり、つれなくも数多度の愁ひ歎にも、倂(ヲモカゲ)だにも替りおとろへもせで、ながらへぬるを我ながらいととましく、海川江身をしつめても(と脱カ)思ひ立し事度々成しが、或時は人々にささへられ、又或時はいかなれば斯ハ侍らん唐の仙人とやらんこそ、我ごとくに長生もするよしなれば、よしやながろふる迄生て見はやとも思ひ返す事もあり、世を経まに我住里のわたりなるくきの海*もくまぐま干瀉と也、神功皇后の御船をつなぎ給ひし所もいつの程にか島と也、いはし山・蟹瀬・岩瀬杯云へる所も、皆ほの香の名のミ残りて、昔の跡かたも見えず成しかば、今ハ猶更飛鳥川の淵瀬と替りし海山川里の気色思ひやられける、されバ其間に乱し世も有り治る世の時も有て、いろいろさまざまの事ともにあひぬれ共、女の身の上なれば能も覚へ候はず、去程に、いつの程にや、住馴し故郷も住うく覚へければ、国々宮々寺々杯拜廻らばやと思ふ心のひたすらにおこりて、子孫の者所の者に暇を乞て、先豊前の国を廻り、豊後の三保の浦とかやいへる所に年を経て、其後伊予の国江渡り爰にて多くの年月を越、夫より土佐・讃岐・淡路など弘法大師の尊き古跡など拝ミ廻り、船に乗りて長門国江渡り、出雲・伯耆・石見などにも年を経て、因幡の国江渡りぬ、爰に法美郡とかやに御社のおはしけるを拜しけるに、所の人詣て来りて、旅人ハ何国の人にやと有ければ、筑紫の片辺りの者にて候、此社はいかなる御神にて渡らせ給ふにやと尋けるに、是こそ彼六代の御代に仕へ給ひし三百余歳を保せ給ふ武内大臣にて候也、御身ハ若き人なれば、ことぶきを祈り給へと聞へけるに、我身の上のいとうとましく思ひしかど、さり気なくもてなし、実々目出度御神の御寿にあやかり申度こそと申て物語申けるに、若き女姓のひとり何国江参り給ふにやと有しに、極めたるあてもなく只諸国の尊き宮寺杯拜ミめぐり候也と答へければ、急の道ならずハ暫我もとへとどめ申べしとありしに任せ、伴ひ行しに、家富栄へ賤しからぬ農家二而、此人やもめ成ければ、所の人々に進められていもせのかたらいをなす事久しかりしに、夫二八年に随ひ老さらばへども、我身ハ更に兒替りもせず有しかば、人々あやしミ、化生の者にやあらん、又ハ切支丹など云へる者にや侍らん杯とひそめき渡るをほのかに聞侍るより、爰にも止り難く、ひそかに出て都の方より吾妻の国々をへめぐり、さいつ頃より此陸奥の津軽の郡に参りしが、又もや人々のわりなく申給へるに、いなミかたくて此家の主に嫁し候也、我身筑紫に有し時迄ハ、今の錦(綿カ)と云もの無ししゆへ麻をつむぎ、布を織事干たん余りなりしが、故郷を出し頃かのほら貝のからを、我命の親なれば、所の神職成人

を頼ミテ、小きほこらの有しに祝ひ納めて、我姿とも形見共ミよかしと申残し候ひしが、今ハ限りもなき年月に候へバ、いかゞ成行候やらん、しかあれ共其社のあたりに舟留松迎大きな木の一もと有しや、松は千年のものなれば、今に朽木共ならで侍らんも斗り難し、若彼所に至り給ひなバ、是を印に若しも我子孫成者など侍らバ尋出し、此物語をも聞せ給ハれかし迎、夜もすがら語明しける由、此商人今年の神無月庄の浦にたつね来て、伝次郎と云へる者の家に彼ほら貝の伝ハれるを見、ほこらの傍らに彼松の有を見て、いとゞ奇異の思ひをなし、しかじかのよしを伝次郎に物語りけると也（但天明二より文化二迄武拾四年也）

- 一 按に、舟留松と云ハ昔此松に船を繋くと云、樹下に貴船の社有、彼ほら貝を納たりと云ほこら成べし、古記曰、神功皇后三韓御征伐の時、洞の海*を乗せられ給ふ時、御船居りて進む事を得ず、此時御船を留給ひて「神（八脱カ）井耳命」（追而可考）の遠孫多武氏をして舟の神を祭らせ、御自ら松を植させられて後の印とし給ふといへり、其苗裔多々の其武諸木の末多武の「武乙隅」（追而可考）の子多武の「緒乙磨」と云人天喜の頃此所二住けるよし今に多武屋敷と云也、緒乙磨住し所なれば乙丸村と云なるべし、是庄の浦の本村也
- 一 此家昔より流行病に染る事なしと云、たまたま病時は彼ほら貝に水を入れて飲時ハ忽快気するとかや、是故に古来より医薬服せし事無キと云々
- 一 近村に流行病ある時ハ此貝を吹て疫神を払ひしか、いつの頃よりか此事を止メしとミへしが、元文の頃より又々前々のごとし
- 一 古老の説に、此所を寿命谷と申けるよし、此女の長寿せし故にや、又ハまへに長寿の人も多かりしならんか
- 一 武拾四年以前の風説に、因幡の国ニ筑紫より来りし女とていつ迄も年寄らざる者有、皆々怪しミ切支丹宗にやあらん迎役人より国を退かせしと云説有しか、此度思ひ合侍ればいよいよ此女に相違有間敷にや、然は奥州江越行しハさのミ久しき事にハあらざるべし
- 一 奥州へ行（し脱カ）商人ニ逢ひし（てカ）女の次第細々の咄し聞度、此春詮議せしに、去冬又々右の舟に乗り津軽辺江まかり、八月末九月にかけ残の嶋江のり乗（衍カ）下るよしなれば、咄の始終詳ならず、いと残多し、久伯昨冬山鹿江滞留せし内此物語を聞しかバ、庄の浦江まかりて彼ほら貝を見侍りし、いかにも古物とおぼしくて口のあたり所々少し宛損じたる所も有、其外此浦新古の図并物語の詞について昔の有様を思ひやりつゝ、みたりに模写して娘ともへ与へ侍るハ、もとよりかれが子供の孝心の所より出たる事也と知らしめんが為也

梅仙齋 岡部久伯⁶⁾

遠賀郡乙丸村庄屋儀平より申上候口上覚

- 一 当村郷庄の浦ニ古来より持伝へ候ほら貝、此節御上御用ニ付御役所江差出候様被仰付、則ほら貝主伝治江為持差上申候、右ほら貝持伝へ候次第申上候様ニ被仰付候得共、何たべ（ママ）村方ニ慥成書付等無御座候、併往古右ほら貝肉喰候女今以遠国ニ致長寿居申候由、六拾年已前ニ風説有之候、老人の咄ニ及承候処、又々三拾五年已前同様之風説御座候得共、村方ニ意趣存候義少も無御座候、尤村中流行病又ハ牛馬相煩候節杯、次第二存不申候得共、右ほら貝持廻来り候、其後天明二壬寅年、同様之風説專御座候より、世上より取々咄候ニ付咄之通写置、所持仕候者隣村ニ御座候、是以御役所江難差上奉存候得共、為御内見ほら貝ニ相添差上候、何れ共御奉行様御前宜被仰上可被下候様奉願上候、以上

寛政九年十二月 乙丸村庄屋 儀平 印

坂田新五郎様 御役所

遠賀郡乙丸村庄の浦百姓伝治乍恐申上候口上之覚

- 一 私家持伝へ候寿命員と名付候保良貝壺ツ、此節差出候様被仰付、則差出申候、右之貝何れ之時代より持伝へ候哉御吟味被仰付、奉畏候、私儀は代々乙丸村百姓ニ而、纔斗之高ヲ抱、年久敷庄の浦と申処ニ相住居申候、右之保良貝持伝へ居申候得共、何れの代よりと申儀不申伝へ、何さへ書付類ニも無御座候、私曾祖父、改ヲ弥右衛門と申、八拾四歳迄存命而居申候、其子権

次郎私為ニハ祖父ニ御座候、私父権市と申、此兩人も八拾余歳迄存命ニ有之候、又巳前より悪病流行仕候而も私家内ニは相煩候儀無御座候、ケ様之故ニ而右之貝を寿命貝也と申ならハし候ニ而有御座と奉存候、外ニは何さへ相心付候儀も無御座候、乍恐右之段宜敷様御聞置被仰上被為下候様偏奉願上候、以上

寛政九年十二月 乙丸村庄の浦伝次郎
坂田新五郎様 御役所

【残の嶋】能古嶋

【岡のあがた】遠賀郡

【くきの海、洞の海】洞海湾（福岡県北九州市）の古名

「ほら貝」を食って不老長寿を得たという話は、筑後山門郡本吉（福岡県みやま市瀬高町本吉）に別話があるので、参考にあげておく⁷⁾。一方、柳田國男も、後述する八百比丘尼伝承地の一つに、「九穴の貝」を食べたことによるとする例を挙げている⁸⁾。また、響灘沿岸では、トコブシを「千年貝」「センネンゴ」とよぶことが知られている⁹⁾。

「竹本翁の長寿娘」

奈良王朝の代、僧行基此地に来るとき唐人竹本翁、隨行して来り住し時に居を本吉に構ふ。後ち家分れて三軒となる依て今尚ほ三軒家の称あり、其子孫を竹本と称す。翁の娘、容姿端麗にして、出で本郡舞鶴城主牡丹長者に仕ふ、時に肥後の桑原長者より稀有の螺貝を贈り来る、翁の娘其の延命肉を食ひ数百年の長寿を保てり、故に此間、婦道を守り一良人に二三十年、又は六七十年仕へしも都合二十余人の多きに達せりと。此の奇談、久しく当地に伝はれり元より事実の有無は知らざるも竹本姓あるは事実也。

2 山口県文書館蔵「寺社由来」2000 所収の伝承

下関市豊北町角島にあったという「尼宮」にまつわる伝承。他の多くの伝承と同様、「人魚の肉」を食った女兒が不老となった話だが、長寿の後、女船頭となって角島と本土の間にある瀬戸で水難死したということになっている。この瀬戸は難所で名高く、北前船もこの瀬戸を通らず、角島の北～西を迂回することになっていた。この伝承の背後には、そのような地理的な影が差している。ここでとりあげた尼宮の記事は、元文 4 年（1739）に角島八幡宮神主岡村右近大夫から代官井上武兵衛に提出されたものである¹⁰⁾。

豊浦郡角島神祇由来書の事（中略）

一 尼宮ノ社 同村（角島村）瀬崎ニ有

但 御社岩畔ニして

右の由来先年同郡の内神田下村の内岡村の者、頼母子会座え参、酒の肴ニ人魚出シ申ニ付、珍物*故取帰候処ニ、与風小兒女喰候へは千年の寿を保薬とやらん故歟、彼女長命ニて其後ハニニ成、廻舟の舟頭仕、諸方売買仕廻り候処ニ、角島瀬崎鳩島の間ニて逢難風相果候由、然処ニ彼尼島中の者へ禍をなし申ニ付、角島より死骸を鳩島へ葬り尼宮ト崇申、祭りトして年々十二月廿九日ニ角島より鳩島へ渡海仕来候処ニ、逢難風社人島人共ニ相果候故、其已後角島瀬崎へ勧請仕、只今迄年々祭り不絶仕候、依之角島瀬崎鳩島の間を尼か瀬ト申伝候、今ニ至迄尼宮神田ト申田有之、作人兩人祭りの施主仕候事

【珍物】刊本では「存物」となっているが、原本により訂正した。



ここで、「御社岩畔」として
いることに注目すると、「畔」は防
長においては「ぐろ」と読み、
何らかの神霊の宿る石塁のこ
とであるから、この「尼宮」はヤ
シロないしホコラではなく、瀬
崎の海岸に今も残る石塁そのも
のである可能性がある（写真）。

この石塁について角島での伝
承は聞けないようであるが、同

じく鐘崎海女の足跡がある地には、いくつかの石塁遺跡が認められる。長崎県対馬のヤクマ祭において天道崇拜の対象となる「ヤクマの石塔」、山口県見島の「笠石」（ナバ石ともよばれる石塔）、遠く鐘崎海女の移住の地である能登舳倉島のケルン（石塔状のもの、角島瀬崎同様の築山状のものがある）などである。

舳倉島では、石を積むことが竜神様の供養となってエゴ草（海草）がたくさん採れるようになる、あるいは海難事故をうけて、再発を防ぐために積んだのであろうといい、またアワビ採取の潜水場所を覚える「山だめ（ヤマアテ）」対象としても利用されているというから、角島の石塁を「尼宮」とすると、あるいはアマ（海女）の移動・移住という歴史的
事象に関わる伝承・遺跡と考える可能性は残しておかねばならないと考える。他の類例を知らないし、鐘崎のアマの移動先は北九州の島嶼部から日本海沿岸を北上して能登まで非常に多くの足跡を残しているから、この両者のみの類似をもって軽々なことを言うことはもちろんできないが、この瀬崎には百済王の末裔の漂着伝承もあり、ここが海にかかわる人々の移動に関わる多くの出来事が集積された場であることは間違いない。角島やその対岸の附野・大久保において、死者に対して菜団子の他に「カジメの盛り」「ワカメの盛り」「コブの盛り」等を供える風も思い起こされていいだろう¹¹⁾。

「人魚の肉」についても、次に述べる「八百比丘尼」の伝承にはおきまりのモチーフであり、「頼母子講」についても、他の多くの八百比丘尼の伝承が「庚申講の晩」等として
いることと類似する。ここでみた角島の伝承が、いくつかの物語（伝承）の複合した形であることは明らかである。

3 長門市仙崎の八坂神社所蔵の「秋津洲穴戸国仙崎津静浦記」にみえる伝承

世にあまたある八百比丘尼伝承の一であるが、未翻刻であり¹²⁾、どの研究書にも紹介されておらず、また地元の地名伝承（静浦・紫津浦、道場原、仙崎）の要素を持つので、本稿において翻刻しておきたい。伝承の末尾（比丘尼の最期の部分）は他書とかなり異なり、栄華の中で死んだことになっている。便宜上内容をもとにⅠ～Ⅶに分割し、適宜読みをひらかなで（ ）に加えた。（ ）内にカタカナで振ってあるのは、原本にある読みである。

なお、この記録の末尾に「弘治三丁巳〔天〕（1557）三月日 南埜備前入道誌」とある。この人物については、元禄 10 年（1697）に「瀬戸崎惣網頭 南野平左衛門」が提出した願書の冒頭に「南野備前は石見で浪人となり瀬戸崎（仙崎）に移り、備前とその子治郎左衛門は庄屋役、次いで平三郎は惣年寄役、勘右衛門とその子平左衛門（私）は惣網頭を勤める」とあり¹³⁾、中世から仙崎に重きをなす南野家の始祖であったと考えられる¹⁴⁾。また、この書が八坂神社（祇園社）に伝わったことは、たとえば対馬の海人集落の多くの竜神・竜宮祭が祇園祭にあわせて行われたように、ここ長門でも、厄災よけの祇園社が彼らの信仰対象になっていた可能性を暗示する。

また、「御国廻御行程記」第 7 卷¹⁵⁾の瀬戸崎のところに、「道場原」の地名由来とともに、壇之浦で宝剣が失われ、安徳天皇を地吉（下関市豊田町）に埋葬した話等が「当所浦人南野平左衛門家伝語」として略記されているが、その内容は本書の内容と同一内容である。

本書の概略は、「ある翁が、大きな亀（実は竜王の娘）を助けた礼に竜王に誘われ、海神の宮に招待され供応を受けた。そこで翁は偶然、2、3 歳ばかりの嬰兒（実は人魚）が料理されているのを見た。その後、不老の薬としてその肉が出されるが、男は食わずに持ち帰った。その肉を食べてしまった翁の娘は不老長寿を得、最後は若狭にたどり着き、長者の嫁として栄華を極めて弘長元年（1261）に死んだ。420 歳であった。800 歳生きたのではなく、髪が白いので髪白（ハツビヤク）比丘尼、また白比丘尼ともいう」という筋である¹⁶⁾。

秋津洲穴戸国仙崎津静浦記 並縁

伏以*ニ、漁網者（は）海若*ノ録ル所ニ而、泉郎*之ヲ世業トス、其由テ来ルコト也尚シ、所謂燧人氏*人ヲシテ以テ漁ヲ教、包犧氏*民ヲシテ以テ網セ令ル者也、方（まさ）ニ今豊葦原穴戸州ノ北浜仙崎静浦者我安国漁網之権輿*也相伝フ、神代ノ当初忌部上ツ祖天ノ太玉ノ尊*日神之勅ヲ承テ端出之繩*ヲ界以（ヒキワタシ）シ従（より）、已降六合*穩力也、此神地形ヲ察メ、吾カ仙崎ノ洲渚喜哉*、水浜波静也ト宣フ、故、所ヲ静浦ト名矣、江凡東西七十余町、南北有四十町に余レリ、江ノ北中ニ丁（あたり）テ復（また）澳江有、仮使*颱風四海ヲ揺、波瀾静ナルコト恰モ盥ニ水ヲ湛タルガ如シ也、神乃（も）シ端出之繩携テ、以テ静浦ノ湾口ニ列張*ハ也、此時不測ニ魚鼈大小無ク砂洲ニ踊リ出ツ、豈宜シカラズヤ、玉尊命ノ言（マウサク）、是白地（アカラサマ）ニ翫（もてあそ）フベカラズ、以テ鮮魚之初尾ヲ儀（ただ）シク牲（いけにえ）ヲ天ニ供ヘ奉ヘシト焉、越（ココニライテ）天熊人*ヲシテ邑君（むらぎみ）之号ヲ下シ賜フ、是我瑞穂国漁人之司也
爾来海人之二效（ならい）テ大小ノ網ヲ設、可謂（いわゆる）鵜縄網・葛藟（かずら）網或ハ牽網等是也、其余者勝（あげ）テ計フベカラズ、吾カ漁網日域之濫觴、誰カ敢テ之ヲ論乎、故ニ今に至是神ヲ崇敬ス、最至レル而耳、神以網之祖神と為す矣耳

【伏以】うずめおしはかるに。思うに。

【海若】かいじゃく。わたつみ。海神。

【泉郎】あま。漁民。

【燧人氏】すいじんし。古代中国の伝説上の帝王。三皇の一人とも。人民に、木を摩擦して火をとり、食物を調理することを初めて教えたという。

【包犧氏】ほうぎし。伏羲・伏羲、伏羲とも。古代中国の伝説上の帝王。三皇の一人とも。蜘蛛の巣に做って鳥網や魚網を発明し、また魚釣りを教えたとされる。

【権輿】けんよ。物事のはじまり。事の起こり。はじめ。発端。濫觴（らんしょう）

【天太玉命】あまのふとだまのみこと。忌部氏の遠祖とされた神。天孫降臨に随行した五部神の一。

- 【端出之繩】しりくめのなわ。しめ縄
 【六合】りくごう。天地と四方とを合わせていう。上下四方。全宇宙。
 【喜哉】あなにえや。「まあ、すばらしい」。
 【仮使】たとえ。たとい。
 【列張】並べて引っ張ること。二つ以上のものをつらね、力を入れて強く引くこと。
 【天熊人命】あまのくまひとのみこと。天照大神の命令で、保食神の死体から生じた五穀、牛馬、蚕などを
 持ち帰った神。

I

茲に奈良の都の当時、柿本太夫人麿筑紫経歴の帰路、故郷に便よければとて仙崎の津に來り賜ひ、道行ぶり静浦の風致異にして夜々の数焼ク廻嶋（イサリ）火を御覽し、つゞけて、

穴戸なる しづか浦はに たく火をハ なこの蜚人 星かとそ見る [と]

詠給ひ、数の日を経て此浦に歌よミ給ふとなん、此歌のミ漁父の耳にとゞまりぬ、中ころ平安城のはしめ、静浦の海底に紫の雲氣靨黷*とたなひき、氤氳*と立昇れり、邑人これを怪むに年あり、或時此浦の商人北国に至りて鷺の羽を交易す、家*家路に帰らんと雲州[]崎と云ところを過るとて一人の沙門にあふ、僧語テ曰、家ハこれ長陽*仙崎に住り、彼浦へ誘引（サソフ）へしとて夢中のことく伴ひ來ると覺えて、静浦の海底にいたれり、浦人集り鮪魚の來れりと網を[置カ]、商人彼僧をいたはり、荷負*して汀に揚がり、見奉るに、初は阿弥陀魚*赤肉団*の分身ならんと疑ひ、後にハ無量寿仏*赤栴檀の尊形なりと尊へり、凡奇異の思ひをなすこと云へからず、商人鷺の羽を金銀に價ひ、即世を遁れ[て]費に充て、一字を草創す、（陸奥の夷か千嶋の）鷺の羽に妙なる[法カ]の文字と詠せし言の葉想ヒ像りて、いま仙崎鷺の羽の道場*是なり、紫の雲氣立しより、静浦を又紫津浦共書り、

- 【靨黷】あいたい。雲がたなびくこと。また、雲などが厚く空をおおっているさま。
 【氤氳】いんうん。生き生きとしたさま。
 【家】この場合、この商人のことを指すか。
 【長陽】ここでは長州ないし長門国を指すか。
 【荷負】かふ。かつぐこと。
 【阿弥陀魚】今昔物語天竺部に出る、釈迦が化して我が身を食べさせ、人々を往生させた魚。
 【赤肉団】しゃにくだん。人間の体。人間。
 【無量寿仏】阿弥陀仏。
 【鷺の羽の道場】『防長地下上申 四』p169「瀬戸崎浦覚書由来」に「髮白（ハツヒヤク）比丘尼」および「鷺羽ノ道場寺」出る。「道場原」がその故地であると。『防長寺社由来 卷5』p369極楽寺の由緒書にも関連する記述がある。極楽寺の山号は紫津浦山。

II

其後大同年中*、空海都の悉地山建創の序テ、此所にて道場の尊容を拝し給ひ、これなん鳥井仏師*の作な[りと]云り、尚数百の星霜を経て貞永元*壬辰春如月二日の夜、道場南の林中より出火して余煙草堂の棟に移り、既に回祿*に暨（およ）びしころ、齡志学*はかりの化僧忽然と塵（ザイ）を持って頻に火を消す、南殿の屋根のミにて止め、僧異[香]芳馥として烏有と化し去る、人これを訝（イブカ）るに、本尊額に汗を浮へ、玉眼朱になり左の御手中及小指まで火とをり焼賜えり、神靈驗あらたなるを感じ竭（渴カ）仰いやましなり、其廢跡今に残りて、道場原と云、

- 【大同年中】空海の帰朝は大同元年（西暦806年）。
 【鳥井仏師】鳥仏師。止利仏師、鞍作止利とも。飛鳥時代の、日本最初の仏像製作者。
 【貞永元】西暦1232年。
 【回祿】火事のこと
 【志学】十五歳のこと

III

又五十四代深草の朝*たりし承和九*壬戌種長月廿日余三日の日の巳の刻、静浦の鮪網に大なる亀を得たり、網吏の翁曰、亀ハ万代の齡、いきとし生る類是より久しきはなし、無意（ユクリナク）殺へからずとて海原に放免す、日を経て翁しりえ*の汀を伝ふに、怪き光海中に現[す]、玉塔赫燿*として珠玉を籠め、元來水練の翁、即ち渺茫*たる海水を遊び、名玉を取ん

とす、逆曲ク浪分裂とわかれて海底に到れば、可怜（ウマシ）小汀（ヲバマ）あり、応向人間（アシフミタテヌヨノナカ）を隔て、別世界なり、暫ク碧門の側に彷徨して窺ひ見るに、雉（タカガキ）堞（ヒメガキ）整頓（トトノヲリ）、玲瓏としててりかゝやけり、玉塔ハ直に宮闕に隠れ〔ぬ〕、翁戦慄してイ干*す、〔玄〕関とおほしくて魚口亀背の童男*星のこことく列れり、いかなる所そと問えハ、これなん海若（ワダツミ）の宮なりと答フ、稍有て瓔珞*いたいたる総角*翁に色代*して、竜王召来れよと宣えり、いざゝせ給えと宮門の裏へ手を挽て入ぬ、其体表珍也、かくて龍王顯々*たる冠冕*に羅綾*の直衣麗しく束帯し、次に嬋娟*たる上臈二人粧ひ婀娜と*たをやかに瓔珞細軟の兒*厳しう、遠山の眉*を顰メ、丹花の唇*鮮〔にてカ〕、錦繡の秩を刷（つくろ）ひ、玉粧金鋪*の几帳に凭（ヨリカカリ）たまふハ、后并竜の宮姫と詠せし御姿よと思えり

【深草帝】仁明天皇の異称。

【承和九年】西暦 842 年

【しりえ】後方。

【赫耀】かくやく。光り輝くさま。

【渺茫】びょうぼう。遠くはるかなさま。広く果てしないさま。

【イ干】てきちよく。たたずむ。ためらう。

【卯女】かんじょ。童女。

【瓔珞】ようらく。首飾り。

【総角】あげまき。髪をあげまきに結った少年。

【色代】しきだい。深く頭を下げた挨拶すること。会釈すること。礼をつくすこと。

【顯々】ぎょうぎょう。恐るべく威厳のあるさま。

【冠冕】かんべん。かんむり。

【羅綾】らりょう。上等の美しい衣服。

【嬋娟】せんけん・せんえん。あでやかなさま。

【婀娜】あじょう。たおやか。

【瓔珞細軟の兒】ようらくさいなんのかんばせ。美しい飾りをつけた、こまやかで軟らかな容貌。

【遠山の眉】えんざんのまゆ。うつつらと引いた黛。美人の眉や黛をたとえていう。

【丹花の唇】たんかのくちびる。赤い花のように魅力的な美人の唇。

【金鋪】きんぼ。門扉に付けて環をふくみもつ金具。

IV

大王玉の床を立賜ひ、翁を迎へて瑠璃の八重畳に座せしめ、稽首*して白（マウサ）く、朕か姫亀と化し静浦の漁網に罹しに、公憐ミ助給ふ、嬉しさ〔と〕鱗伏したまえハ、卿相*百官同く拝賀す、礼終りて数の珍器に百味の飲食をよそひ、程々の饗応美盡し善尽せり*、翁金闕*に座して大床*を打渡す*に、厨に二三歳許の嬰兒を桂の夏屋*に載、包丁して珊瑚の高坏に盛、これは不老の薬なり、乞為に食して長寿を得よと、翁うつし心なく、諾では如何なる憂目もやと、一段いたゝきて懐にし、疾旧里に帰らんと奏すれハ、八重の隈路を分入賜ふこと小縁ならず、しばさせ給へと留れと、尤（ケヤケ）く罷申せしかは、其時甲に三玉を備え、赤松生たる靈亀、姫宮諸共乗せまいらせ、数の女官後え*に遊び、音楽を奏、刹那の程に陸路につく、翁語て曰、竜宮に入し末代の験し此亀を残し験てんやと云にそ、子細あらじと領掌し、渚を龍の宮姫ハ、跡銀浪と隠れ入ぬ、今に其所に三玉赤松残りて亀甲崎赤松崎といへり、されハにや、

亀の甲さし出の磯にちりかゝる 花をかつかぬうろくつ*もなし と
仲正*か詠しも此ところもやと最（いと）おかし、

【稽首】けいしゅ。頭を地に着くまで下げてする礼。

【卿相】けいしょう。公卿。

【美盡し善尽せり】よいことと美しいことをともにきわめ尽くす。善美を尽くした。

【金闕】皇居。御所。禁中。禁裏。

【大床】広縁。

【打渡す】見渡す。

【桂の夏屋】桂の木で作った大俎のこと。

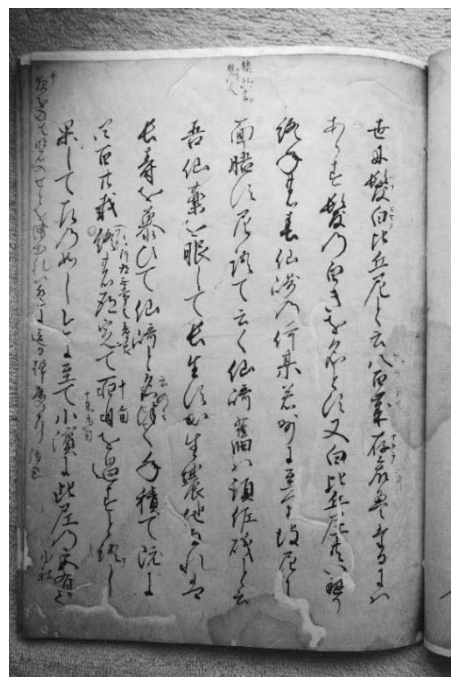
【後え】しりえ。後方。

【うろくつ】鱗。魚類。

【仲正】源仲正か。

V

翁速に己か宿りに帰りしかハ、皆人驚き妻子悦びあえり、時に三歳の登女*、阿父*の懐を探り、不老の薬を口に含む、父興覚兒*にて、これは赤子食へからずと探見れハ、はや吞箸ぬ、これより娘も生長、翁も家富、仄めきて百年余三歳の齡を保てり、延長八*庚寅春三月にみまかりぬ、女（むすめ）ハ爺福祐の名を得て若州*遠敷郡小浜の域にて長者の家に嫁し、一生栄花を極む、人魚を食せし徳により八十九代後深草院の弘長元*辛酉文月七日に終りぬ、世に髪白（ハツビヤク）比丘尼と云、八百歳存命（ナカラ）えたるにハあらず、髪の白きを名とす、又白比丘尼共いへり、終年の春、仙崎の何某若州に至り、彼尼に面晤*す、尼語て云く、仙崎旧ハ須佐磯と云、吾仙薬を服して長生す、出生の地なれば、長寿を慕ひて仙崎と名つく、年積て既に四百廿歳、終の道定て百日を過すと語し、果して左の如しと今に至て小浜に此尼の宮有之、郷人これを祭れり、疑て彼地に行て知へし、



【登女】「とめ」は一般には一家の老主婦をいうが、ここでは幼い娘を指す。あるいは娘の名か。

【阿父】あふ。父を親しんでいう語

【興覚兒】きょうざめがお。不快、驚き、不審などの事実を知った時の興趣をそがれた顔つき。

【延長八年】西暦 930 年。

【若州】若狭国

【弘長元年】西暦 1261 年。

【面晤】めんご。面会。

VI

曾往*元暦年月ハ二年*三月時日ハ廿四日午刻、源九郎判官義経、長門国壇浦にて平家悉討取ぬ、大將軍前内大臣以下を生捕、神璽内侍所ハ都え環入奉る、宝剣ハ二位の禅尼腰に帯て安德天皇を懐き奉り、

今そ知るミもすそ河の流れにハ 浪の底にも都ありとは と

御製の声の下に、海底に入御まします、義経武運時に乗し給へ共、宝剣沈し事を深く嘆き、厳島の神主景弘に仰て祈り、潜の蟹を入て尋れ共、蹟*を探ることを得ず、方便の余り下知して同国仙崎静浦の海中より尊骸并二位の尼の死骸を挽揚奉、然共宝剣ハ揚り給はず、判官是非なく伊勢三郎義盛を召れ、汝密に是より陽道を離れ、よろしく陵相応の地を撰て、隠シ埋メ奉るへしと、故之何となれハ、玉骸ハ浮ひなから、宝剣見えさせ給ハぬと奏聞セハ義経か末代の瑕瑾*、必穩便に量らふへしと仰を蒙り、同国地吉の里に地形白傘のことなる丸山四神相応の霊地なれハとて、卯月朔日尊骸を葬、陵を築奉る、茲に依て其山を皇埜山と名つけ、其所を皇居止邑と号す、又陵を名に置し故、皇石共書り、尊骸を曳揚奉し網なれハとて陵近キ砌の林に懸置しとなん、いまに網懸の杜と云、まことや八岐蛇の精魂安德天皇と化し、再宝剣を奪といえるにや、

【曾往】かつて。

【元暦二年】西暦 1185 年。

【蹟】おぎろ。広大・深遠であるさま。

【瑕瑾】かきん。きず。

VII

予*か短才他の嘲を顧す、古老の伝説後世に廃れん事を深くいたみ、謾に*白紙を塵して不忘

に備ふと云、爾 伏希、昭（照カ）覧之人慈斧を待のミ、

弘治三*丁巳〔天〕三月日 南竺備前入道誌

【予】この静浦記を記した南野備前入道。

【謾】いたずらに、あるいはそぞろに。

【弘治三年】西暦 1557 年。なおこの横に「享保十七壬子マテ百七十六年也」とある。本書には多くの書き込みがあるが、そのいくつかは享保 17 年（1732）に書き込まれたことを示している。

4 山口県文書館蔵 吉崎家文書 427「祝島こっこう・蓬莱杖由緒書」にみえる伝承

祝島（熊毛郡上関町）に古来「こっこう」とよぶ、キウイによく似た果樹（ナシカズラ）がある。その実が長寿の仙果とされ、不老長寿を求めた秦の始皇帝の援助を受けた徐福が来島したとの伝承が残る¹⁷⁾。なお、紀伊半島南端の串本町（和歌山県東牟婁郡）大島でもナシカズラを「こっこう」とよぶそうである¹⁸⁾。串本のすぐ近くには、同じく徐福の伝承を濃厚にもつ新宮がある。

「こっこう」は次の史料中に「古津古ふ」等と記されている。近世において台道村（防府市）の内田家がこれを「祝島之コツコウ少々入来仕候、是ハ往昔仙人之食とやら申伝へ、餘之嶋ニも無之」として入手していることから¹⁹⁾、その名は広く知られていたようである。

祝島こっこう・蓬莱杖由緒書

周防国祝嶋の名産、俗に古津古ふと申葉は、其樹葛にして千年を経候はでは実乗申さず。この古津古うと申は唐土において東方朔*の食せられたる桃ともふす由、これに依り彼の古津古うを千歳と名付、これ千歳を食すれば長寿すると云事元より古老の申伝にて候ところ、この奇徳にてか、古来より今に至て祝嶋においては長寿の者多くこれ有、誠にこの千歳菓と申は世に稀なるものと申伝候 然る所、過る年山田亦助*様御廻郡のせつ、千歳菓をご覧成され候て、獼猴藤*と御名つけ成され、其後獼猴藤と申来候事。（後略、年欠）

【東方朔】漢の時代の人。仙人に神格化された。

【山田亦助】又助。幕末の萩藩海防学者。諸学に優れた。弘化 3 年（1846）に瀬戸内海地域を巡回視察した折のことであろう。

【獼猴藤】センコウトウ。中国でキウイのことを獼猴桃という。

最後になりましたが、坪郷先生には、平成 4 年度からの山口県史編纂事業の民俗部会の仕事等を通じて、また先生を中心とする「みんぞくの会」でも引き続きお世話になっています。その穏やかなお人柄は、聞き取り調査等の民俗調査において抜群の効果を発揮すると同時に、われわれ「みんぞくの会」メンバーの癒しでもあります。

御退官後も御健勝で、ますます御活躍されんことを祈念いたしますとともに、今後とも御指導よろしくお願い致します。

[注]

- 1) 『国書総目録』(岩波書店、1967)によれば12施設での所蔵が記されている。
- 2) 木村兼葭堂孔恭著 暁晴翁撰(安政3年〔1856〕序)。
- 3) 「福岡県地理全誌」は明治5年、陸軍省の「全国地理図誌」編集の命を受け、旧福岡県が明治5年から7年にかけて調査し、5年から13年にかけて編集した郡村地誌である。『福岡県史近代史料編 福岡県地理全誌二』は1988年刊。
- 4) このほか、千家尊澄「梅翁随筆」卷之三(『日本随筆大成第2期11』、吉川弘文館、2009)に「仙女伝の事」として摘記され、また三田村鳶魚『鼠璞十種 第一』(国書刊行会、1916)の「諸家随筆集一冊」中「村井随筆」にも載る。論文として、「長寿譚」(藤澤益夫、『人間福祉研究』第2号、1999)がこの物語にふれている。
- 5) 『底本柳田國男集』第7巻(筑摩書房、1962)所収「東北文学の研究」。
- 6) 岡部久伯については不詳。他書は「梅山亭」等とする。
- 7) 『邪馬台国探見記』(渡邊村男、柳河新報社 1915)所収。
- 8) 「八百比丘尼の事」『底本柳田國男集』第7巻(註5)所収「東北文学の研究」。
- 9) 「重修本草綱目啓蒙 31 蚌蛤」小野蘭山口授、天保15年(1844)など。ただし一般には「千年たっても大きくならない貝」という説明がなされ、長寿を強調したものではない。
- 10) 『防長寺社由来 第7巻』(山口県文書館、1986)742頁
- 11) 『防長 海辺の民俗』(伊藤彰、東洋図書出版株式会社、1981)155頁
- 12) 一部が「仙崎の八百比丘尼伝説」(中野良彦、「仙崎の八百比丘尼伝説」『郷土文化ながと』24、2012)において書き下してある。
- 13) 『上利家文書』四五(長門市教育委員会、1995)。
- 14) 『上利家文書』一七「仙崎祇園神社由緒書」(康正2年〔1456〕)及び二〇「仙崎若宮神社由緒書」(享徳2年〔1453〕)にも「南野備前守」が願主として出る。これらを同一人物とすれば、「静浦記」の「弘治3年(1557)」とは100年ほど差がある。この南野氏と15世紀以来、長門守護代内藤氏のもとで小守護代をつとめた南野氏との関係は明らかでない。
- 15) 山口県文書館毛利家文庫 30 地誌 57「御国廻御行程記」(7)豊浦郡幡生村～萩。ただし原本は閲覧不可(写真版での閲覧可)。この絵巻の成立は寛保2年(1742)。
- 16) なお「上利家文書」(長門市指定文化財)に本書とほぼ同一内容の写し(「長門国仙崎静浦記并縁起写)」があるが、上記『上利家文書』には翻刻されていない。上利家本には末尾に「南野備前」の名がなく、また年代が「大永3年(1523)」となっている。
- 17) 徐福については、今のところ口碑以外でこの伝承を確かめることはできていないが、「こっこう」が長寿の仙薬であるという島民の認識は、本史料にいくらか先行すると思われる近世後期の『防長風土注進案』「岩見島」の「コッコヲ」(第6巻433頁)でも確認することができる。
- 18) <http://blog.murablo.jp/ookushitai/date/2012-01-10.html>
- 19) 山口県文書館所蔵 防府市内田家文書 3493「祝島コツコウ、西本願寺派布教書翰」(年欠)

[参考文献]

- 明川忠夫、2006、「龍谷大学図書館蔵『庄の浦仙女物語(写本)』翻刻・解題」『日本言語文化研究』第9号
- 伊藤彰、1981、『防長 海辺の民俗』東洋図書出版株式会社
- 千家尊澄ほか、2009、「梅翁随筆」卷之三「仙女伝の事」『日本随筆大成第2期11』吉川弘文館
- 長門市教育委員会、1995、『上利家文書』長門市教育委員会
- 中野良彦、2012、「仙崎の八百比丘尼伝説」『郷土文化ながと』24
- 福岡県、1988、「福岡県地理全誌 52 古蹟寿命谷」『福岡県史近代史料編 福岡県地理全誌二』福岡県

藤澤益夫, 1999, 「長寿譚」『人間福祉研究』第 2 号
三田村鳶魚, 1916, 「諸家随筆集一冊」中「村井随筆」『鼠璞十種 第一』国書刊行会
柳田國男, 1962, 「東北文学の研究」『底本柳田國男集第 7 卷』筑摩書房
山口県文書館, 1963, 『防長風土注進案 第 6 卷』山口県文書館
山口県文書館, 1986, 『防長寺社由来 第 7 卷』山口県文書館
渡邊村男, 1915, 『邪馬台国探見記』柳河新報社

所属：山口県文書館

E-mail アドレス：mkanaya@gakushikai.jp